

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

撰関政治期の関白と天皇

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード: 作成者: 神谷, 正昌, Kamiya, Masayoshi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000412

【研究ノート】

摂関政治期の関白と天皇

神谷正昌

はじめに

摂関政治を天皇親政と対立的にとらえて、摂政・関白は天皇権力を抑圧するものという見方は否定されて久しく、現在では、摂政・関白がむしろ天皇制を補完するものとの視点による研究が深化している¹⁾。そして、両者一体化して捉えられることが多い摂政・関白であるが、摂政が幼少の天皇の代行であるのに対し、関白は成人天皇の補佐に過ぎず、天皇大権を行使する点において両者に大きな違いがあったことも定説化している²⁾。

さて、執政能力に欠ける幼帝に、代行としての摂政が必要となるのは当然のことといえるが、これに対し、執政能力を持ち合わせていたと思われる成人天皇に、補佐である関白がなぜ置かれたのかという問題は依然として残るのである。特

に、関白が天皇を疎外していたわけではなく、天皇の主体性が認められるのであればなおさらのことであろう。そこで小稿では、関白に焦点をあて、改めてそれがなぜ存在したのかという根本的な課題に取り組みたい。まず、関白の補任について、どのような人物が関白とされたのか、どのような状況において任命されたのか、また、関白の職掌については、明確な規定はないものの、その性格と合わせてこれまでに種々の指摘がなされているので、それらを再検証していくことにより、関白が当該期の政治状況にどのように位置づけられるのか見通したい。

なお、藤原良房以後、藤原頼通まで摂関政治期の摂政・関白の設置期間を示したのが、摂政・関白表である。これを見ると、関白が置かれていた期間が摂政の置かれていた期間よりも倍近く長い³⁾が、これは頼通の関白在任期間が圧倒的に長

いたためであり、それを除けば、両者の設置されていた期間はほぼ同じとなる。摂政については、適宜、触れていきたい。

一、関白の創始

『皇室制度史料』摂政一・二によると、摂政補任の条件として、第一に天皇の外戚であること、第二に藤原氏北家一流であること、第三に大臣の官またはその前歴を有すること、の三点を挙げている。^③このうち、関白の場合は、必ずしも第一の外戚であること、すなわち天皇の外祖父か外伯叔父であることが補任の要件ではないという。^④従って、関白の補任の条件は、第二の藤原氏北家一流であることと、第三の大臣の官またはその前歴を有することの二点を合わせた者ということになる。これは、藤原氏の氏長者であり朝堂（太政官）の首班であると言ひ換えられるであろう。

また、同じく『皇室制度史料』摂政二において指摘される関白の職掌は、百官を総理し、奏上すべきこと、宣行すべきことはまず諮稟に預かるというものであり、これは、元慶八年（八八四）六月五日に光孝天皇が藤原基経に下した詔における「応^⑤奏之事、心^⑥下之事、必先諮稟^⑦」との文言にその根拠が求められる。この職掌は内覧と同じとされるが、坂本賞三氏は、関白が置かれていたときは、天皇は関白のみに諮

問し他の公卿には行わないとする一人諮問をその特徴として挙げており、また春名宏昭氏は、関白は単なる内覧ではなく、奏上する文書を取捨選択したり、下す文書を留めたり、天皇の国政決裁権に関与できるとしている。^⑧ほかにも、諸儀式書や『雲図抄』の図などから、叙位・除目に際し天皇の御前に座が設けられて諮問に預かり、さらに、基経の関白補任の経緯から、関白は太政大臣の職掌の具体化であることなどがかねてから指摘されてきた。

それでは、実際の関白の補任状況と職掌はどのようなものであつたのだろうか。

最初に関白となつたのは、仁和三年（八八七）に宇多天皇から関白の詔を受けた藤原基経であるが、元慶八年に光孝天皇の即位にあたり、官中一切の奏下諮稟の詔が下された時点で、基経は事実上の関白となつたとされる。^⑨これは、光孝天皇・宇多天皇にとって、前摂政の基経をいかに処遇するかが問題となつたのであり、坂本賞三氏が指摘したように、摂政経験者に対する特別待遇だつたわけである。ただし、単なる優遇ではない。光孝天皇は、陽成天皇の突然の退位という不測の事態に対し、急速、即位したのであり、また、宇多天皇は一旦、臣籍に降下しての即位であつて、両天皇の皇統は脆弱であつた。そこで、前摂政である基経に特別な待遇を与えて王権を擁護しようとしたのである。

そして、基経死後に宇多天皇が関白を置かなかつたのは、摂政経験者が存在しなかつたためであり、続く醍醐天皇は、即位するにあたり十三歳であつたにもかかわらず元服したように、適任者がいなければ摂政を置かず、そして摂政経験者がいなければ関白も置かれなかつたのである。

その後、朱雀天皇が延長八年（九三〇）に八歳で即位すると、藤原忠平が摂政となり、天慶元年（九三八）に朱雀天皇が元服すると、天慶四年に忠平は関白に転じた。これも、摂政として幼帝の天皇大権を代行してきた忠平を、天皇が元服して成人天皇となつたからといって、何の待遇も与えないというわけにはいかなかつたのであり、そこで、摂政経験者に特別待遇を与えた基経の先例に倣つたものと考えられ、続く村上天皇もそれを継続させている。そしてこれも、単に忠平を優遇したわけではなく、特に朱雀天皇の弟である村上天皇は、光孝天皇から朱雀天皇まで続いた直系継承が、兄弟継承に転換することによって生じる不安定さを解消するために、忠平を引き続き関白として王権を擁護させたのであろう。このように、藤原基経・忠平など当初の関白は、摂政経験者に対する特別待遇として創出されたのであり、摂政から派生した役職といえよう。それと同時に、王権代行者であつた重みによって王権を擁護する役割も負つていたのである。¹³⁾

さて、藤原良房をはじめ基経も忠平も、天皇の外戚であり、

藤原氏の氏長者で廟堂の首班として摂政となつており、さきの第一・第二・第三の条件をすべて備えていた。しかし、基経にみられるように、天皇が交替することによって関白となると、第一の天皇の外戚ではないという場合が当初から起こり得たのである。

次に、基経や忠平は関白として具体的にどのようなことをしていたのか。

まず基経は、『日本三代実録』によれば、光孝天皇のもとでは、元慶八年六月十七日に論奏に名を連ね、仁和元年正月朔日には元日朝賀の内弁を務め、同年五月朔日には奏銓擬郡領で点定を行つて¹⁴⁾いる。これらは、後の関白であれば携わらないことであり、大臣としての政務であると考えられる。しかしこの時、基経は太政大臣であり、太政大臣がこのような政務に参画することも異例である。¹⁵⁾ここで注目すべきは、『日本三代実録』元慶八年六月五日甲午条に載せる光孝天皇の詔に、「自今日官庁外坐天就天方政領行比」とあることが、基経の太政官での政務参画の具体的根拠になつていたので¹⁶⁾はなからうか。

これに対し、同じ基経でも、宇多天皇のもとではその諮問に預かり、一般的に関白の職掌とされることを行つて¹⁷⁾いる。たとえば、『扶桑略記』所引『寛平御記』寛平元年（八八九）九月十五日条に、「可^レ有^レ御法事議定」、太政大臣被^レ奏云

〔後略〕とあり、同じく『小野宮年中行事』所引『寛平御記』寛平二年正月二十八日条には、「又就議廷問太政大臣曰、參議所掌其職如何、大臣答云、為政大夫、然則諸國長官有聽其行者、具以奏之」とあり、前者は法事の議定について、後者は參議の職掌について宇多天皇の諮問に答えている。関白として行っていることが天皇によって相異しているものであり、これは阿衡の紛議を経たことが大きいのではなからうか。すなわち、宇多天皇が基経に下した仁和四年六月二日のいわゆる関白補任の第三詔によって、関白の権能が明確化していったと考えられよう。このように、光孝天皇と宇多天皇とで、両者の基経への対処の仕方には違いがあったのも事実である。

続いて、忠平については、以下に掲げる『本朝世紀』天慶四年十一月二十六日条の記事が参考になる。

又主上御即位之後、今日初聞_レ食官奏、從_レ太政大臣撰政以來、頃年弁史持官奏書、參_レ彼里第_一奏下矣、而辭_レ來撰政、已_レ經_レ數月、今般詔書有_レ准_レ仁和例_一可_レ関白之由、因_レ之、於_レ殿上_一今日初有_レ此奏、〔後略〕これによれば、忠平が撰政の時は官奏はその里弟で行われていたが、朱雀天皇が元服し忠平が関白に転ずると、天皇が官奏を聞いたという。撰政は官奏を代行するのに対し、関白の時は天皇が官奏を覽るといふ、両者の違いが明白にわかるの

である。しかし、『本朝世紀』当条はこれに続けて、

其儀、先一日、大納言藤原実頼卿參入、〔中略〕于_レ時奏者并持_レ撰奏等、奉_レ覽大納言、々々々撰_レ定其無_レ止者、即差_レ弁史、奉_レ送太政大臣里弟、太政大臣召_レ弁於御前、覽_レ件書等、如_レ年来候_一官奏之儀、特以_レ取捨、撰_レ定其無_レ難者、即給_レ於弁、々給_レ之持參、申_レ其由於大納言、仍定_レ仰以_レ明日_一可_レ奏之由、〔後略〕とあり、官奏に先立つてまず忠平の里弟に奏文が送られ、春名宏昭氏が指摘するように、関白が取捨を加えている様子が見てとれるのである。

ほかに、天慶四年十二月十七日から十九日にかけての除目、また天慶五年三月二十五日から二十九日にかけての除目において、忠平が御前ではなく職御曹司でそれに参画している例もみられる。

こうしてみると、関白の内覧としての職掌は、光孝天皇というよりは、宇多天皇の時に確立・明確化したと考えられる。さらに忠平にみられるように、事前に里弟で官奏に取捨を加えたり、職御曹司で除目に参画したりと、単なる内覧を超える職務も担っていたのである。

二、関白の転換

康保四年（九六七）に冷泉天皇が即位すると、藤原実頼が関白となった。これには奇行の目立つ冷泉天皇の個人的資質が大きく影響しているが、摂政未経験者として初の関白であり、この後、藤原兼通・頼忠と摂政未経験の関白が続く道が開かれた。摂政から派生した関白が独立し、制度化する画期となったといえるのである。²⁰冷泉天皇は実頼の弟の藤原師輔の外孫にあたり、実頼とは外戚関係にない。実頼が関白となったのは、藤原氏の氏長者であり、左大臣として長年、廟堂の首班を務めてきたからである。ここでも、第一の天皇の外戚であることよりも、第二・第三の条件が重視されているのである。ちなみに、安和二年（九六九）に冷泉天皇が退位し、弟の円融天皇が十一歳の幼帝で即位すると、実頼は摂政に転ずる。円融天皇も師輔の外孫で実頼とは外戚関係になく、そうすると、摂政であっても外戚関係を欠くことがあり、藤原氏の氏長者であり廟堂の首班という条件の方が重視されていたことがわかる。

この実頼については、従来、『源語秘訣』所引『清慎公記』康保四年七月二十二日条が重視されてきた。すなわち、

宰相中将来、言雑事次、言主上追日本病発給之由、
（中略）明日可有除目云々、如レ此之間、何被レ行公

事乎云々、往代聞武猛暴患之主、未聞狂乱之君、
如レ此之間、外戚不善之輩、競成昇進之望、左衛門督
云、藤納言望大納言云々、入夜後、右少将為光朝臣
来云、明日除目、一昨右大将与藤大納言議定畢之由伝承
云々、揚名関白早可被停止之者也、

とあり、冷泉天皇の精神的な病が発している間、「外戚不善之輩」が競って昇進を望んでいた。そして翌日の除目について、前々日に右大将藤原師尹と大納言藤原伊尹とで議定を終えてしまっており、実頼は自身を「揚名関白」と嘆いているのである。このことから、実頼は天皇と外戚関係にない関白であったため、関白としての実権が無かったと理解されてきた。これに対し、立花真直氏・渡辺滋氏のように、実頼の関白としての影響力を重く評価している見解もみられる。²¹ところで、関白の要件として重視されていたのはどのようなことだったのか、今一度確認すると、実頼以前の藤原基経・忠平の場合、摂政経験者を優遇することにあつた。摂政として幼帝の天皇大権を代行するためには、天皇の外戚であり、廟堂の首班、藤原氏の氏長者であることがふさわしいとされていたのである。ただし関白は、当初から天皇の外戚ではない場合もみられ、廟堂の首班で藤原氏の氏長者であることが重視されていた。冷泉天皇の個人的事情に際し、実頼は長年、左大臣として廟堂の首班を務めてきたという実績によって関白と

なったのであり、外戚ではないということが大きなマイナスとなったわけではない。ここではむしろ、実頼が摂政未経験者として関白となったことが異例だったのであり、そのことが「揚名関白」と嘆かせる状況を作り出したのではないか。すなわち、関白は摂政から派生した役職であり、摂政を経験していなかったことも、天皇の外戚でなかったことに加え、実頼の関白としての立場を曖昧なものとし、その職務を遂行するのに支障をきたしていた大きな要因と考えられるのである。そこで注目されるのが、後の『小右記』長和四年（一〇一五年）七月十日条にみえる、「康保四年八月十五日伊尹卿来云、依御脳不御官奏之間、准摂政大臣可_レ見之由、将奏聞之云々、先是兼家朝臣奏聞被_レ許了」との記事であり、実頼を摂政に准じて官奏を覽させている。さらに、これを受けて実頼は八月十九日に准摂政の勅を蒙っているのである²²。従って、実頼を准摂政としたのは、こうした関白としての職務遂行に支障をきたしていた状況を打開するための措置だったと考えられるのではないか。

その後、実頼が天禄元年（九七〇）に死去すると、師輔の長男で円融天皇の外伯父にあたる藤原伊尹が摂政を継いだ。その伊尹が天禄三年に死去すると、弟の藤原兼通がすでに元服していた円融天皇の関白となるのだが、この兼通に注目したい。

兼通が関白になるにあたっては、弟の藤原兼家との確執がとかく話題にのぼってきた。兼家は、冷泉天皇の藏人頭を務め、兄を超えて権大納言となっていた。これに対し、兼通は権中納言にすぎなかったが、『大鏡』によれば、妹であり康保元年に死去した円融天皇の母藤原安子から、「関白をばしだいのままにせさせ給へ、ゆめゆめたがへさせ給ふな」という書付けを所持しており、それをみた円融天皇によって関白に補任されたという。確かに、『親信卿記』天禄三年十一月二十六日条に「依外戚之重、前宮遺命也」とあり、その出来事の実在を窺わせる。しかし、『公卿補任』は兼通の関白補任を天禄三年とするが、実際のところ、この年には十月二十七日に内覧となり、十一月二十七日に内大臣となったのみで、天延二年（九七四）になって二月二十八日に太政大臣に任じられ、三月二十六日に関白となっているのである²³。安子が死去した康保元年にはまだ冷泉天皇も即位しておらず、その時点で安子が「関白をばしだいのままにせ」よと遺言するとは思えない。「前宮遺命」の内容は不明だが、「外戚之重」とあることから憶測すれば、自分の子ども（冷泉天皇・円融天皇）が即位したら外戚を頼りにせよ、というようなことだったのではないか。そして、兼通にとつて問題となるのは、藤原頼忠の存在である。頼忠は、天禄二年に右大臣となっており、藤原氏の氏長者で廟堂の首班となっていて、兼通の上臈であ

った。『大鏡』にも「その時頼忠のおとど右大臣にておはしまししかば、道理のままならば、このおとどのし給ふべきにありしに」とある。春名宏昭氏は、兼通の内覧は藤原伊尹の病中のみの措置であり、伊尹の死去により解消されたとしている⁽²⁷⁾。しかし、そうすると、その死後には内覧も関白も設置せず、天延二年に至ってなぜ、兼通を関白にするのか説明がつかない。また、倉本一宏氏は、兼通をまず大臣として執政経験を積ませ、それから関白としたとしており、そうすると内覧はいわばその試用期間ということになる⁽²⁸⁾。確かに、その指摘の蓋然性は高いと考えられるが、一方で、兼通を内覧とした時点で関白とすることは既定路線だったのではないか。結局、頼忠をさしおいて兼通がすぐに関白となることは他の公卿の納得を得ることが難しい状況にあったため、まず内大臣内覧とし、それから太政大臣に任じてから関白としたのであろう。そうすると、頼忠ではなく兼通を関白としたということとは、藤原氏の氏長者で廟堂の首班であることよりも、天皇の外戚であることが優先されたということになる。すなわち、兼通の関白においては、第二・第三の条件よりも第一を重視したということになる。

さて、兼通の関白としての職掌についてであるが、『親信卿記』天禄三年十一月二十五・二十六日条によれば、円融天皇と頼忠とで官奏を行っており、兼通は関与していない。同じ

く『親信卿記』天禄四年四月十七日条においても、直物に源兼明が上卿を勤め、兼通は関与していない。むしろ、この時期は兼通はまだ内覧であって関白となっていないが、内覧が機能しているとはいいい難い。このことは、春名宏昭氏が兼通は伊尹の病中のみの内覧であるとする根拠となっている⁽³⁰⁾。しかし、前述したように、兼通が関白になるのは既定路線だったのであろうが、頼忠をさしおいて関白となることが難しい状況であったため、まず内覧となったのであり、そのことが兼通の内覧としての権能を曖昧にしていたのではないか。

関白となって以後の兼通では、貞元二年（九七七）に頼忠を関白とした除目が注目される。これには、死期が迫った兼通の邸宅に弟の兼家の牛車が向かって来るのを、日頃の確執を捨てて兼家が見舞いに来るものと兼通は勘違いしたが、兼家はこれを期に関白に補任してもらおうと素通りして内裏に向かったので、怒った兼通は最後の力を振り絞って参内し、頼忠を関白とし兼家を解官する除目を行ったという『大鏡』に載せられた話がおなじみである。ところで、『日本紀略』貞元二年十月十一日条には、

太政大臣上表、請罷関白、勅許之、今日早旦、太政大臣自桂芳坊参御在所、已刻、還著同坊、午時、左大臣頼忠参入、次權中納言藤原濟時参入、著桂芳坊、權大納言朝光召外記、令固諸陣、於桂芳坊

有「除目」、(後略)

とある。関白は通常、御前において除目に候すと認識されており、『大鏡』でもこの時の除目がそのように語られているが、実際には兼通は御前ではなく、関白の直廬である桂芳坊で除目を行っていたのである。臨時の除目とはいえ、むしろ摂政儀に近い形だったといえよう。

続いて関白となった頼忠であるが、このような兄弟の確執から、ほどなく死去する兼通が、兼家ではなく頼忠を関白としたという先の『大鏡』の話が一般的に理解されている。しかしこれは、第一の条件の天皇の外戚ではなく、再び第二・第三の藤原氏の氏長者で廟堂の首班である関白という原則に戻ったにすぎない。それではなぜ、今回は頼忠が関白とされたのだろうか。藤原伊尹が死去した時には、頼忠は前年に右大臣になったばかりでまだ経験が浅かったためであり、その点、官位が低くても外戚の兼通を、まず内覧にし続いて関白にすることができたのではないか。これに対し、今回は頼忠が大臣になってから七年も経過しており、その実績から重みが増していたと思われる。そこで、関白としての要件を最も備えている頼忠をそれに補任したのである。そして、永観二年(九八四)に円融天皇が花山天皇に譲位しても、引き続き頼忠が関白となる。これは、成人天皇が即位したり天皇が元服した時に、前摂政に関白の処遇を与えたように、一度、

関白の待遇を与えた場合、天皇が交替したからといって簡単にその待遇を反故にすることができなかったからである。

この頼忠については、今正秀氏が『小右記』天元五年(九八二)の正月から六月までの記事を検討し、円融天皇が、叙位・除目や恒例・臨時の諸行事の運営、その他の政務に関し、頼忠に様々な諮問を行っていることを指摘している。ところが、花山天皇が即位すると、円融天皇ほど頼忠に諮問していないという。このように、天皇が替わると、関白への対し方が違いがみられるのである。なお、永観二年十二月二十八日から翌年正月五日にかけて、花山天皇が下す文書を頼忠が留めている例を春名宏昭氏が見出している。³⁴⁾

さて、寛和二年(九八六)に花山天皇が一条天皇に譲位すると、その外祖父である藤原兼家がようやく摂政となる。ここで、頼忠は病中でもなく関白をとどめられており、兼家は、関白が生前に辞める画期となったのである。さらに、兼家は、摂政に就任すると右大臣を辞退する。これは、上臈に太政大臣の頼忠がおり、摂政が大臣としての序列が低くなるのは不都合だったからであるが、これが、摂政・関白が大臣を超越する画期となることはずでに指摘されているところである。³⁵⁾同時に、第二の条件の廟堂の首班であることよりも、第一の天皇の外戚であることの方が摂政・関白の条件として確定されたのであり、この後、摂政・関白となった者が藤原氏の氏

長者になるのである。

その後、正暦元年（九九〇）正月五日に一条天皇は十一歳という異例の若さで元服し、兼家は五月五日に関白に転じるが、その三日後の八日には長男の藤原道隆に関白を譲り、七月二日に兼家は死去する。道隆は、五月二十六日に摂政となり、正暦四年に再び関白となる。同一の天皇でまず関白となつてから摂政に転ずる事例はこれのみであり、異例のことである。これは、どのように解釈されるのであろうか。まず一条天皇が十一歳で元服したのは、兼家の病状が進んでいる状況にあつて、道隆の娘藤原定子の入内・立后を急がせるためであり、その元服に伴つて兼家は関白となつたのである。³⁶そして、道隆もそのあとを継ぐかたちで関白となつたのである。しかし、十一歳の天皇では執政能力を期待できなかったのではないか。元服した天皇は、成人天皇として執政能力ありと観念されていたが、現実にはまだその力量を伴っていない。藤原良房や基経は、清和天皇、陽成天皇が元服した後も摂政を続けており、藤原忠平が摂政から関白に転じたのも、朱雀天皇の元服から四年後である。後世の例であるが、藤原頼通以降、天皇の元服に伴つて摂政から関白に転じても、当分の間、准摂政の詔を賜り天皇大権を代行している。一条天皇は十一歳で元服したものの、現実には執政し得ず、そこで、一旦、関白となつた道隆を摂政としたことから、こ

のような状況が生まれたのであろう。³⁷

道隆の病中、その息男の藤原伊周が内覧となるが、道隆の死後、弟の藤原道兼が長徳元年（九九五）四月二十七日に関白となる。しかし、五月八日に死去しており、関白としての実績はない。

この間、兼家・道兼の関白の在任期間はそれぞれ四日・一日と短く、両者ともに実質的な職務を行っていない。これに対し道隆は、一条天皇が十四歳から十六歳までの二年間、関白を務めており、道隆主導で政務運営が行われていたことが、倉本一宏氏によつて指摘されている。³⁸

この後、藤原道長が内覧となるが、関白はずっと不在となる。再び関白が登場するのは、後一条天皇の摂政だった藤原頼通が、寛仁三年（一〇一八）に関白に転じた時である。しかし、頼通は摂政時代から、父の道長が大殿として健在であり、それが万寿四年（一一二七）まで続き、実権は道長が握っていた。ところで、頼通は後朱雀天皇・後冷泉天皇の関白も務め、治暦三年（一一〇六七）まで四十八年間、関白を続けていたが、この頼通の関白については、「可_レ在_レ勅_レ詔」という表現が散見し、諮問されても天皇の判断に任せる例が多く検出されるといふ。³⁹これは関白の形骸化を示す一例であり、院政につながるものといえよう。

三、天皇と関白

以上、関白の補任状況と具体的な職掌を概観してきたが、それをまとめると次のようになろう。

関白はまず、摂政経験者の特別待遇として創出されたもので、摂政から派生した役職といえる。摂政は、天皇の外戚で廟堂の首班、藤原氏の氏長者であることによって王権代行者たり得たが、天皇が交替して関白となった場合、外戚ではない場合も発生した。注意しなければならないのは、王権を代行するためには、さきの三要件を備えていることこそふさわしいのは確かだが、摂政であっても外戚でない事例が存在したのであり、必ずしもそれらの条件すべてを備えていなければならなかったわけではないのである。そして、関白の場合には、外戚であることと廟堂の首班で藤原氏の氏長者であることが、早くから齟齬する例がみられた。当初は、『皇室制度史料』の指摘するように、廟堂の首班で藤原氏の氏長者であることが関白の条件として重視されていた。それがやがて、天皇の外戚であることの方が重視されるように転換するのだが、その画期とすべきは藤原兼通である。兼通ははじめ内覧にすぎず、その後、内大臣さらには太政大臣に任ぜられてから関白に補任されたのであり、形式的にはあくまでも廟堂の首班で藤原氏の氏長者との条件を満たしている。しかし、兼

通を内覧とした時点で、廟堂の首班で藤原氏の氏長者であった藤原頼忠を関白としなかったのは、初めから外戚である兼通を関白とする意向があつたからであろう。その後、一旦は外戚ではない頼忠が関白に補任されるが、続く藤原兼家以降、摂政・関白に就任すると大臣を辞めるようになるのは、上臈の大臣が存在する矛盾を解消するためであり、このことが、摂政・関白の条件として、廟堂の首班であるよりも天皇の外戚の方を重視することを決定的にしたのである。その一方で、一旦権能が与えられれば、病気でもない限りその職を離れなかつた摂政・関白が、生前に辞めることもみられるようになるのである。

続いて、関白の職掌であるが、これは元慶八年に光孝天皇が藤原基経に下した詔にみられる文書の内覧を基本的職務とした。しかし諸氏が指摘したように、しばしば天皇の諮問に預かり、その直慮等において叙位・除目を行い、時として奏上する文書を取捨選択したり下す文書を留めたりするなど、天皇の決裁に関与する大きな影響力を行使することがあつた。そこが単なる内覧との違いであり、それを超える職務を担っていたといえよう。ただし、これらは関白の職掌として恒常的なものであつたわけではなく、さらに個々の関白によってその権能に強弱の差がみられるように思える。たとえば、藤原実頼や初期の兼通、そして花山天皇の時の頼忠らは

関白としての重きに今一つ欠けるところがある。このうち実頼や頼忠は、従来、天皇との外戚関係にないことからそのように指摘されてきた。しかし、関白が摂政であった者の特別待遇として創出されたことを考慮するならば、それに加えて、摂政経験の有無も大きく影響していたと考えられるのである。すなわち、王権代行者たる摂政を経験した者は、それを経ずに関白になった者よりも、関白としての権威・権能をより強く保持していたのである。

しかし、それだけが関白の権能の強弱の差だったわけではなく、さらに考えられるのは、その時々々の天皇との関係である。そこで、以下、天皇と関白との関係についてみていきたい。

光孝天皇や宇多天皇、さらには朱雀天皇や村上天皇も、摂政経験者であった基経や忠平を優遇し、王権を擁護させたのであり、また、冷泉天皇の場合、その個人的資質により、摂政未経験者であっても実頼を関白とせざるを得なかったことは、繰り返し述べてきたことである。

注目すべきは円融天皇である。十一歳で即位した円融天皇は、当初、実頼や藤原伊尹を摂政としたが、それらの死後、すでに十四歳で元服しており、摂政経験者も生存していなかった。それにもかかわらず、なぜ関白を置いたのだろうか。円融天皇が元服したのは、天禄三年正月三日であるが、その

後も伊尹は死去する直前の十月まで摂政を続けていた。これは、それ以前の清和天皇・陽成天皇・朱雀天皇にいずれも元服後も摂政が置かれ続けたように、決して不思議なことではない。円融天皇も、元服してもすぐに執政の力量が備わっていたか疑問視されていたであろう。しかも、父村上天皇はもちろん、母藤原安子、外祖父藤原師輔がすでにこの世になく、さらに兄冷泉天皇の系統との関係は微妙であった。すなわち、村上天皇から冷泉天皇へは直系継承であるのに対し、円融天皇は兄弟継承であり、この時点で、正統な皇統は冷泉天皇系にあつて、円融天皇系は一代限りである可能性を有していたとされる。そのような皇統の分裂状態において、円融天皇は自らの王権を擁護しなければならなかったためであり、そこで、活用されたのが関白だったのである。伊尹死後、摂政経験者がいたわけでもなく、冷泉天皇のように資質に問題があつたわけでもないのに、なぜ円融天皇が関白を必要としたのか、そこにはこうした事情が存在したのである。円融天皇がまず頼りとしたのは、外戚の兼通であり、当時としては異例の抜擢がなされた。ただし、上臈に藤原氏の氏長者で右大臣であつた頼忠がおり、兼通が内覧となつた当初はそれが機能しているとはいえない。そこで経験を積ませたうえで兼通を太政大臣関白としたのであり、そして兼通の死後は、実績を積んだ頼忠を関白として王権を擁護させたのである。この

ように、円融天皇は関白を積極的に活用したのであり、成人天皇の時に恒常的に関白が置かれるようになったのも、また、摂政・関白として外戚が重視されるようになったのも、円融天皇によるのであり、それが先例として後世に大きく影響を与えたのだといえよう。

ところが、その円融天皇が花山天皇に譲位すると、花山天皇は前関白である頼忠を引き続き関白としたものの、前述したように、円融天皇ほど関白を活用しなかった。頼忠は、天皇と外戚関係にないことから、しばしば「よそ人」の関白と呼ばれていた。確かに、花山天皇は、頼忠より外戚の藤原義懐を重用していた面はみられるが、頼忠が「よそ人」の関白と呼ばれたのは、花山天皇が関白を積極的に活用しなかった結果なのではないか。花山天皇は、頼忠を前天皇の関白として優遇したのみであり、自身が成人天皇として即位したこともあり、関白の必要性をあまり強く感じていなかったであろう。このように、天皇によって違いがみられるのであり、関白を活用するかどうかは、あくまでも天皇次第だったのである。

一条天皇は、摂政であった藤原兼家を関白とし、藤原道隆も摂政・関白の順にイレギュラーがみられるが、事実上、関白だったのは道隆の二年間のみである。この時期は、一条天皇も外伯父であり舅である道隆を頼りとしたであろう。そし

て、道隆の死後は弟の藤原道兼を関白とした。ところが、その死後、藤原道長を内覧としたのみで、関白を置かなかつた。これは当初、道長と藤原伊周との確執から、いづれを関白とするか決定できなかったともいえるが、この抗争に決着がついた後も道長は内覧にとどまり関白とならなかつたのである。通説では、道長は内覧と一上の両方を掌握することにより、より強大な権限を有したとされている。しかし、執政能力のある成人天皇は、本来なら摂政経験者がいなければ関白を置く必要はないのであり、十七歳に成長した一条天皇は関白を置く必要を感じなかつたのであろう。すなわち、これが摂関政治の有るべき形であつたといえるのである。ただし、道長は内覧としての実績を積みあげるにより、関白とならなくとも次第にそれと同等の権能を有していったと考えられよう。

さて、続く三条天皇にも注目したい。三条天皇は道長に関白の要請をするが、これは自らの権力が不安定であり眼病も患っていたことから、すでに廟堂において絶大な重みを持っていた道長を関白とすることで、天皇権力を安定させようとしたのである。しかし、それが道長に拒否されることにより、著しく弱体になったといえよう。確かに、道長には三条天皇を退位させて、孫である後一条天皇の即位を早めたいという意図が感じられなくもない。ところが、このような三条天皇

と道長との関係について、倉本一宏氏は次のような指摘をしている。道長は三条天皇と個人的に対立していたのではなく、政務・儀式・作文において過剰な振る舞いをする三条天皇は、次第に公卿層からの支持を失い、そして、道長は公卿らの意志を代弁する態度・行動をとったというのである。すなわち、天皇は貴族層の支持を得られなければ専権を振るうことができないのであり、それを補強するところに関白の存在意義があったといえるのである。

最後に、後一条天皇・後朱雀天皇・後冷泉天皇は、初め三年近く摂政を務めた藤原頼通を、三人合わせて実に四十八年の長きにわたって関白としていた。この事実は、成人天皇の補佐として関白が定着したことを示すものであり、摂関家が成立する画期となった。しかし一方で、このような定式化は形式的に関白が任命されることにもなり、形骸化につながっていったといえるのである。

以上、天皇と関白との関係についてみてきたが、天皇によって差があったことがわかり、積極的に活用した天皇のもとでは、関白は単なる内覧の臣を超える職務を行っていたのである。そのなかで、摂政経験者が存在しなかったにもかかわらず、関白を最も活用したのは円融天皇である。摂政から派生した関白が独立する画期となったのは、あくまでも冷泉天皇の時の藤原実頼であるが、それゆえに関白としての権能に

今一つ欠けていた。それが、自らの皇統の不安定という状況があったとはいえ、円融天皇によって関白が積極活用されたことにより、成人天皇の時にも王権擁護者としての関白が恒常化していったと考えられるのである。一方、関白をあまり重用しなかった花山天皇においては、一般には藤原頼忠の関白としての権威の弱さが誇張されているが、それは逆に、天皇自身の王権の脆弱さをもたらしただけではないか。さらに、藤原道長を関白にできなかった三条天皇の王権も不安定だったのであり、これらは関白の王権擁護者としての存在意義が高まっていたことを示すものであろう。例外は、藤原道兼死後の一条天皇であるが、藤原伊周との確執が決着した後、道長を関白としなかったものの、内覧の道長を実質的に擁護者とすることによって、王権を安定化させていたのである。

おわりに

関白は、当初、天皇の外戚であることと、藤原氏の氏長者で廟堂の首班であることとでは、後者の方がより重視されていた。これは、関白が摂政経験者の特別待遇として発生してきたことから、外戚関係にない成人天皇が即位することがあったためであるが、関白が内覧の機能を基本としながらも、

天皇の諮問に預かり、叙位・除目を行い、時として奏上する文書を取捨選択したり下す文書を留めたり、天皇の決裁に關与することがあつたように、単なる内覧の臣ではなく、他の臣下を超越する権能を有するものであつたため、他の公卿の納得を得られる人物でなければならなかつたのである。ただし、これらは恒常的な権能というよりは、その時々々の天皇との關係において付与されたものであり、次第に関白補任においても、天皇の外戚であることが重視されていった。

さて、執政能力を有するとみられる成人天皇に、なぜ関白が必要だつたのか。当該期の宮廷社会をみてみると、九世紀末に天皇との人格的關係にもとづく宮廷秩序の緊密化と縮小化が起きる一方、醍醐天皇の皇子保明親王・孫慶頼王の死によつて朱雀天皇・村上天皇の兄弟繼承となり、安定的な直系繼承が崩れる。さらに、冷泉天皇・円融天皇の兄弟繼承によつて皇統が定まらず、結果的に尙統迭立状態となつた。当初、関白は摂政経験者の特別待遇として生まれてきたが、それは単なる優遇ではなく、前摂政を関白とすることで王権を擁護させようとしたものである。それが、個人的資質に問題のあつた冷泉天皇に対し、摂政未経験者の関白が置かれたことによつて、関白が摂政から独立し制度化する画期となつた。そして、こうした皇統・王権の不安定な状況のなかで、関白を王権擁護者・後見として最も積極的に活用したのが円融天皇

であり、それが、関白が恒常的に設置される大きな要因となつたと考えられる。また、政務の決裁権は天皇にあつたとしても、決定の内容が恣意的で貴族層の総意に反するものであれば、専権を振るうことはできなかったのである。そして、そのような天皇権力を擁護し、貴族層との關係を調整するところに関白・内覧を設置する必要性が生じたのであり、その存在意義があつたといえよう。その一方で、関白を必要とせず、それを積極的に活用する意志のない天皇がいたことも事実であるが、そのような天皇の王権は往々にして脆弱だつたといえよう。

註

(一) 近年の摂関政治研究の進展はめざましいものがあり、多くの蓄積がある。さしあたり、坂上康俊「関白の成立過程」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三年)、同「初期の摂政・関白について」(笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年)、今正秀「摂政制成立考」(『史学雑誌』一〇六一、一九九七年)、同「摂政制成立再考」(『国史学』一九七、二〇〇九年)、古瀬奈津子「摂関政治成立の歴史的意義―摂関政治と母后―」(『日本史研究』四六三、二〇〇一年)、同「摂関政

- 治と王権―平安中期における王権〔大津透編『王権を考える 前近代日本の天皇と権力』山川出版社、二〇〇六年〕などを挙げておくが、ほかは適宜、触れていきたい。
- (2) 『西宮記』巻八、摂政・関白。『台記』仁平元年(一一五二)三月一日条。
- (3) 宮内庁書陵部編『摂政の意義および沿革』(『皇室制度史料』摂政一、吉川弘文館、一九八一年)。
- (4) 宮内庁書陵部編『関白の補任および解任』(『皇室制度史料』摂政二、吉川弘文館、一九八二年)。
- (5) 宮内庁書陵部編『関白の職掌および待遇』(前掲註(4)書)。
- (6) 『日本三代実録』元慶八年六月五日甲午条。
- (7) 坂本賞三「一人諮問の由来」(『神戸学院大学人文学部紀要』創刊号、一九九〇年)。
- (8) 春名宏昭「草創期の内覧について」(『律令国家官制の研究』吉川弘文館、一九九七年)。
- (9) 『西宮記』巻八、関白。『江家次第』巻第二、叙位。『雲笏抄』五日叙位議事。
- (10) 吉川真司「摂関政治の転成」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出一九九五年)。同「藤原良房・基経」(吉川真司編『古代の人物④平安の新京』清文堂、二〇一五年)。ただし、後述するように、関白は摂政から派生した役職といえるので、太政大臣と摂政・関白とは性質を異にするものと考えられる。
- (11) 『政事要略』巻三十、年中行事、阿衡事、仁和三年十一月二十一日詔。註(6)参照。
- (12) 坂本賞三「関白の創始」(『神戸学院大学人文学部紀要』三、一九九一年)。
- (13) 拙稿「摂関政治の諸段階」(『国史学』一九七、二〇〇九年)。同「阿衡の紛議と藤原基経の関白」(『続日本紀研究』三九三、二〇一一年)。
- (14) 『日本三代実録』元慶八年六月十七日丙午条、仁和元年正月朔条、同五月朔条。
- (15) 土田直鎮「類聚三代格所収の上卿」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出一九六九年)。
- (16) 諸星由美枝「前期摂関政治における摂政・関白の権能―関白藤原基経の政治的地位を中心に―」(『学習院大学人文科学論集』九、二〇〇〇年)。拙稿前掲註(13)論文。
- (17) 『政事要略』巻三十、年中行事、阿衡事、仁和四年六月二日詔。
- (18) 春名宏昭前掲註(8)論文。
- (19) 『本朝世紀』天慶四年十二月十七日・十八日・十九日条、天慶五年三月二十五日・二十六日・二十七日・二十八日・二十九日条。

- (20) 拙稿「平安時代の王権と摂関政治」〔『歴史学研究』七六八、二〇〇二年〕。
- (21) 立花真直「藤原実頼・頼忠にみる関白の政治的意味」〔『国史学』一九七、二〇〇九年〕。渡辺滋「冷泉朝における藤原実頼の立場」〔『日本歴史』七八七、二〇一三年〕。
- (22) 『類聚符宣抄』巻四、帝皇不子、八月十九日宣旨。
- (23) 『大鏡』中、藤原兼通段。
- (24) 『公卿補任』天禄三年の関白藤原兼通の項に「十一月廿一日詔為「関白」とある。
- (25) 『公卿補任』天禄三年の権中納言藤原兼通の項に「十月廿七日宣、太政大臣不_レ従_レ事之間宜_レ勤_レ行公務」者」とある。『日本紀略』天禄三年十一月二十七日条、天延二年二月二十八日条、同三月二十六日条。山本信吉「平安中期の内覧について」〔『摂関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九七二年〕。
- (26) 倉本一宏「藤原兼通の政權獲得過程」〔笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年〕。
- (27) 春名宏昭前掲註(8) 論文。
- (28) 倉本一宏前掲註(26) 論文。
- (29) 内覧は、摂政・関白に適任者がいないか、特定の誰かをそれに補任することが困難な状況の時に便宜的に置かれるものである。拙稿前掲註(20) 論文。
- (30) 春名宏昭前掲註(8) 論文。
- (31) 註(23) 参照。
- (32) 今正秀「摂関政治と天皇―円融天皇期を事例に―」〔『高円史学』一六、二〇〇〇年〕。
- (33) 今正秀「花山朝の政治」〔『高円史学』二〇、二〇〇四年〕。
- (34) 春名宏昭前掲註(8) 論文。
- (35) 橋本義彦「貴族政權の政治構造」〔『平安貴族』平凡社、一九八六年、初出一九七六年〕。
- (36) 宅間直樹「天皇元服と摂関制―一条天皇元服を中心として―」〔『史学研究』二〇四、一九九四年〕。
- (37) 倉本一宏「一条天皇」吉川弘文館、二〇〇三年。
- (38) 倉本一宏「一条朝の公卿議定」〔『摂関政治と王朝貴族』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九八七年〕。
- (39) 坂本賞三「御前定」の出現とその背景―院政への道程―〔『史学研究』一八六、一九九〇年。今正秀前掲註(32) 論文。〕
- (40) 沢田和久「円融朝政治史の一試論」〔『日本歴史』六四八、二〇〇二年〕。
- (41) 『大鏡』上、藤原頼忠段には、一条天皇の外戚ではない「よそ人」であったため関白を辞めさせられたとしている。また、いつも礼儀正しく控えめにしているのも天皇の「よ

そ人」であるからとするが、佐藤謙三校注『大鏡』（角川書店、一九六九年）は、その天皇を花山天皇としていることは興味深い。すなわち、頼忠は花山天皇との関係において、結果的に「よそ人」の関白と評される状況にあったのではないか。

(42) 橋本義彦前掲註(35)論文。

(43) 『御堂関白記』寛弘八年(二〇二一)八月二十三日条。

(44) 倉本一宏『三条天皇』ミネルヴァ書房、二〇一〇年。

(45) 拙稿前掲註(13)・(20)論文。

摂政・関白表

天皇	清和	陽成	光孝	宇多	醍醐	朱雀	村上	冷泉	円融	花山	一条	三条	後一条	後朱雀	後冷泉	計
良房	基経	貞観18	貞観11	延長8	忠平	伊尹	実頼	兼家	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	
貞観8・8・19	貞観18・11・29	貞観11・3・12	延長8・9・22	忠平	伊尹	実頼	兼家	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	
貞観14・9・2	貞観8・2・4	貞観3・6・11	天慶4・11・8	忠平	伊尹	実頼	兼家	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	道隆	
6年2か月	7年4か月	11年3か月	10か月	2年6か月	1年	3年	1年	2年3か月	2年10か月	1年3か月	36年2か月					
基経	基経	仁和三	元慶8	天慶4	忠平	忠平	実頼	兼通	頼忠	頼忠	頼忠	道隆	道隆	道隆	頼通	頼通
元慶8・6・5	仁和三・11・21	元慶8・3・11	天慶4・4・9	天慶9・5・11	忠平	忠平	実頼	兼通	頼忠	頼忠	頼忠	道隆	道隆	道隆	頼通	頼通
仁和三・3・12	元慶8・2・14	天慶9・9・4	天慶4・11・8	天慶9・5・11	忠平	忠平	実頼	兼通	頼忠	頼忠	頼忠	道隆	道隆	道隆	頼通	頼通
3年3か月	3年2か月	4年6か月	3年4か月	2年3か月	3年3か月	3年9か月	2年3か月	1年12か月	6年11か月	3年9か月	19日	2年1か月	11日	16年5か月	23年8年10か月	79年6か月

〔皇室制度史料〕 摂政一・二（一九八一・一九八二）より作成